

# 介護保険における住宅改修費支給申請について

～改修工事前に必ずお読みください～

## 1 対象のかたと対象となる住宅

【対象のかた】要支援認定又は要介護認定を受けている被保険者のかた

【対象となる住宅】対象のかたの住民票上の住宅で、かつ、対象のかたが現に居住する住宅

## 2 対象になる住宅改修工事（対象工事）の種類

### （1）手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関及び玄関から道路までの通路等に転倒予防及び移動・移乗動作に必要なことを目的として設置するものです。取り付けに際し工事を伴うものであれば、手すりの形状は問いません。また、手すりの取り付けのための壁の下地補強も含まれます。

### （2）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための工事を指します。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等です。なお、浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落及び脱輪防止を目的とする柵及び立ち上がりの設置も含まれます。ただし、スロープの貸与、「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除きます。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機械を設置する工事は除きます。

### （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室における畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室における滑りにくい床材への変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更する工事を指します。また、工事に伴う下地の補強及び根太の補強並びに通路面の材料の変更のための路盤の整備も含まれます。

### （4）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えの他、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の取替えに伴う壁又は柱を改修する工事を指します。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、対象にはなりません。

### （5）洋式便器等への便器の取替え

一般的に水洗の和式便器を水洗の洋式便器に取替え並びに既存の便器の位置及び向きを変更する工事を指し、これに伴う給排水設備工事及び床材の変更も含まれます。ただし、「腰掛け便座」の設置は除きます。また、和式便器から、暖房便座及び洗浄機能付き便座が付加されている洋式便器への取替えは対象になりますが、すでに洋式便器である場合、これらの機能等の付加は含まれません。なお、水洗でない和式便器から、水洗洋式便器及び簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の費用は対象にはなりません。

### 3 住宅改修費支給申請の流れ

#### (1) 事前相談

介護支援専門員に住宅改修の必要性や保険給付の可否などについて相談し、理由書を作成してもらいます。

#### (2) 見積書の作成

住宅改修を行う業者に、住居の構造や改修内容をよく打ち合わせのうえ、工事前の写真の撮影や見積書を作成してもらいます。

#### (3) 事前協議

工事を着工する前に、必要書類を添えて市に書類を提出します。

#### (4) 事前協議終了のお知らせ

提出された書類を確認した後、事前協議終了のお知らせを事前協議書に記載された連絡先に原則FAXにて通知します（書類提出から1週間から10日程度お時間をいただきます）。

※工事の着工は、事前協議終了のお知らせが届いた日以降にお願いします。

#### (5) 工事施工

工事後の写真を撮るとともに、不具合等の確認をします。

#### (6) 支給申請

改修工事の終了後、申請書に必要書類を添付し、高齢者支援課の窓口申請します。

#### (7) 申請内容の確認

市が、申請書等をもとに保険給付の可否及び支給額について審査します。

#### (8) 支給決定額の支払

市は、審査の結果を被保険者にお知らせするとともに、支払決定者の指定口座に支給決定額を振り込みます。申請から支給までは、約2か月程度かかります。

### 4 支給金額

要介護度にかかわらず、介護認定を受けているかたひとりにつき**対象工事費20万円(自己負担2万円、4万円または6万円)が上限**です。上限の20万円に達するまでは何度でも改修を行うことが可能です。

(例) 対象工事費が10万円の場合、支給金額は3割負担のかたは7万円、2割負担のかたは8万円、1割負担のかたは9万円。残りの10万円分については改めて利用することが可能です。

## 5 支給方法

支給方法には、被保険者が一旦費用の全額を支払ったのちに支給額を被保険者の指定した口座に振り込む「償還払方式」と最初から被保険者は費用から支給額を差し引いた金額を支払えばよい「受領委任払方式」とがあります。ただし、受領委任払方式を利用できるのは柏市に登録している事業者に限りますので、詳細は事業者にお問合せください。

## 6 事前協議に必要なもの

### (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前協議書

### (2) 住宅改修が必要な理由書

被保険者の心身状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載したものです。介護支援専門員（ケアマネジャー）等に作成を依頼してください。

### (3) 工事費内訳書

あて名が**被保険者名義（フルネーム）**のもので、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費を必ず区分してください。また、ユニットバスへの改修工事の際には併せてユニットバスのメーカーからの振り分け表を必ず添付してください（ユニットバス工事については、後記のQ & A ⑦も御覧ください。）

### (4) 工事前の写真及び図面

**改修する箇所全体**が写るように撮影し、**写真には必ず日付を入れてください**。日付機能のないカメラの場合は、日付を記入したボード等を一緒に撮影するなどして、日付がわかるようにしてください。なお、段差の解消工事の際には**段差部分にメジャーを当て**、段差の高さがわかるように写真の撮影をしてください。また、工事箇所がわかる図面を添付してください。

### (5) 住宅の所有者の承諾書

住宅改修を行う**被保険者と住宅の所有者が異なる場合（借家やアパート等）**は添付してください。ただし、同居の親族が所有している場合は必要ありません。

### (6) 委任状（事前協議用）

**本人以外が事前協議書類の提出をする場合は**、代理人欄と委任者欄に必要事項を記入し**必ず提出してください**。

## 7 工事後の申請に必要なもの

### (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

償還払いの申請で、振込み口座の名義人が住宅改修を行った被保険者と異なる場合には、あわせて委任状も添付してください。

### (2) 領収書の原本

被保険者名義（フルネーム）の領収書を提出してください。なお、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた額が記載されていても差し支えありませんが、工事費内訳書と整合性のとれるものを提出してください。また、原本の返却を希望する場合にはあわせてコピーも提出してください。

### (3) 工事後の写真

改修した箇所全体が写るように撮影し、**写真には必ず日付を入れてください。**日付機能のないカメラの場合は、日付を記入したボード等を一緒に撮影するなどして、日付がわかるようにしてください。

## 8 住宅改修費 Q & A

### (1) 対象工事費用について

対象工事費が20万円に達するまでは何度でも申請できます。例えば10万円の対象工事を2回行った場合、それぞれについて申請することができます。

### (2) 設計費及び積算費について

住宅改修を前提とした設計費並びに積算費（見積り）は保険給付の対象になりますが、住宅改修を伴わない設計費や積算費（見積り）は対象になりません。

### (3) 新築又は増改築の場合

新築住宅の場合や既存の住宅に新たに居室を設ける場合等は、住宅改修費の支給対象になりません。廊下の拡幅に伴って手すりを取り付ける場合や便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取替える場合等は、「手すりの取付」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ対象になります。

### (4) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行った場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて、支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等の適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出してください。

### (5) 被保険者等自ら住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等が住宅改修を行なった場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

## (6) 同一家屋に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

同一家屋において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行った場合は、**それぞれの被保険者について必要な住宅改修の範囲を特定して、その範囲が重複しないように申請してください。**

例えば、2名の被保険者がいる住宅において、40万円の費用をかけて手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ20万円申請できますが、同一の便器の取替えに40万円かかった場合は、いずれか1名のみが20万円を申請できます。

## (7) ユニットバスの場合

ユニットバス工事としての住宅改修項目はありませんので、工事内容のうち、段差の解消、床面の変更、引き戸への変更などが給付対象となります。ユニットバスのメーカーから各部位ごとの振り分け表を入手して添付してください。

## (8) 支給申請期間について

住宅改修費の支払日（＝領収書発行日）の翌日から2年を過ぎると支給申請ができなくなります。申請ができる期間内に工事後の申請をお願いします。

## (9) 事前協議後、工事内容に変更が生じた場合

**工事内容に変更があった場合は新たに事前協議を行ってください。**ただし、変更の内容によっては新たな事前協議が不要な場合もありますので、高齢者支援課に御連絡ください。

## (10) 最初に住宅改修をした時より著しく介護度が上がった場合及び転居した場合

過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点より著しく介護度が上がった場合は、再度20万円を上限として支給を受けられます。対象工事費が20万円に達するまで何度でも申請はできますが、この特例はひとりにつき一度しか適用されません。また、転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について再度20万円まで支給を受けられます。

## 参考

最初に住宅改修に着工した時の介護度	変更後の要介護状態
要支援1	要介護3, 要介護4又は要介護5
要支援2・要介護1	要介護4又は要介護5
要介護2	要介護5

申請受付及び問い合わせ先

柏市役所高齢者支援課介護サービス担当

電話 04-7167-1135（直通）

(2020.10)